



住宅用火災警報器が 大切な「命・財産」 を守ります！



あなたの住宅にも、平成21年6月1日から設置が義務となっています！

【設置が義務化した背景】

近年、就寝中の火災による逃げ遅れが原因で亡くなるケースが増加しています。1970年代から住宅用火災警報器の設置義務化されているアメリカでは、火災による犠牲者が軽減されていることから、日本でも消防法が改正され、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。



◆住宅用火災警報器（電池式）の取付例

①設置年月日を記入する



②電池を接続する



③天井にベースを取り付ける



⑤正常に音が鳴るか確認する



④本体を取り付ける



～すでに住宅用火災警報器を設置している方～

- ・ホコリが付くと火災が感知しにくくなります。最低年1回は乾いた布で拭き取りし、また、本体から下がっている引きひもを引く、あるいはボタンを押すなどにより、年1回は作動点検をしましょう。
- ・メーカーにより電池の寿命は、2年、5年、10年とさまざまですが、取扱説明書で確認してください。
- ・ピッ…ピッ…と音が鳴ったりランプが点滅したら、電池の交換時期がきていますので、それぞれの機器にあった電池と交換してください。



【お問い合わせ先】 斜里地区消防組合消防署小清水分署予防・危険物係 ☎ (62) 2851

「特定疾患医療受給者証」をお持ちの方へ

有効期限が平成26年12月31日までの「特定疾患医療受給者証」をお持ちの方で、引き続きこの制度を利用される場合は、更新の手続きが必要です。手続きをしない場合は、受給者証を使用することができません。

なお、この受給者証の更新手続きができるのは平成26年12月31日（水）までですので、ご注意ください。

▷受付期間

(1) 網走保健所窓口で直接申請される場合 平成26年12月26日（金）まで【土日祝祭日を除く】

午前 8:45～12:00

午後 13:00～17:30

(2) 郵送で申請される場合 平成26年12月31日（水）の消印有効

【提出先・お問い合わせ先】 〒093-8585 網走市北7条西3丁目

網走保健所健康推進課保健予防係 ☎ (41) 0695

「こしみず情報メール」に登録しよう！

登録用アドレス：touroku@i.town.koshimizu.hokkaido.jp



QRコードをカメラ付携帯電話などのバーコードリーダー機能で読み取ると登録用アドレスへ簡単にアクセスできます。

ただし、QRコードに対応していないカメラ付携帯電話の機種もあります。その場合は、お手数ですが上記の登録用アドレスを入力してください。

「こしみず情報メール」に関する詳細は、以下のサイトからご確認いただけます。

<http://i.town.koshimizu.hokkaido.jp/mail/portal.html>

【お問い合わせ先】 総務課総務係 ☎ (62) 4470

特設人権相談所を開設します

12月4日から10日は「人権週間」です。

「人権週間」にあわせて特設人権相談所を開設しますので、子どものいじめの問題や、女性や高齢者の人権問題、家庭内の問題など、お気軽に相談ください。また、相談は無料で難しい手続きもありません。

▷日 時 平成26年12月5日（金）午後1時～4時

▷場 所 中央公民館 4号室

▷相談員 人権擁護委員 佐藤 清 氏
今井 仲子 氏
小倉 千賀子 氏

【お問い合わせ先】

町民生活課住民活動係 ☎ (62) 4472

釧路地方法務局北見支局

北見人権擁護委員協議会事務局 ☎ 0157 (23) 6166



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん